

建設キャリアアップシステム  
基本計画書 要旨

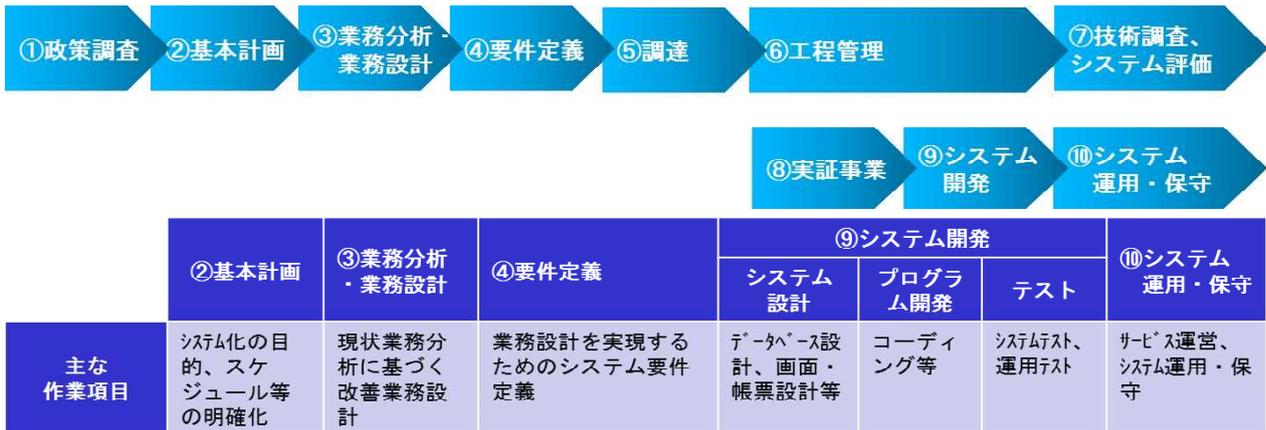
平成28年4月

建設キャリアアップシステムの構築に向けた  
官民コンソーシアム

# 1. 基本計画の位置付け

## システムの開発手順

システム構築手順は、主に以下に示すフローに従って進められることが一般的である。本基本計画は、このうち「②基本計画」に該当し、システム構築の目的、基本的な機能、スケジュール等を記載するものである。また、システムの運用手順やシステムに必要な機能要件については、次フェーズの「③業務分析・業務設計」や「④要件定義」で検討を行うこととしている。



# 2. システムの概要

将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者(以下「技能者」という。)のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられること、建設現場をより適切・効率的に管理する環境を整備することが求められている。このための手段の一つとして、本事業では、技能者の技能や経験を蓄積し、技能や経験に応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質の向上や現場の効率化を実現するシステムの構築を目指すものである。

## 基本理念

本システムでは、以下の三項目を基本理念とする。

- ① 技能者が目標を持って自己研鑽すれば所属事業者及び元請事業者から一人一人の技能や経験に見合った適正な評価を受けることができ、評価に応じた処遇改善が進む。また、技能者を育成して優秀な技能者を抱える所属事業者の受注機会が確保され、ひいては技能者の就業機会が増えることで収入にも反映され、将来展望も持てるような魅力ある就労環境づくりを進める。
- ② 技能者の社会保険や退職金などの確認や充実に資する。
- ③ 技能者の技能や経験に応じた効率的な人員配置や法令遵守の確認に要する各種事務の効率化により労働生産性の向上や工事の品質向上を図る。

## 基本方針

基本理念実現のために、技能者の経験が蓄積されるシステムを以下の点に留意した上で業界横断的な仕組みとして関係者の受け持つ役割を明確にして構築する。

- ① 技能者の資格や就業履歴を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとし、全ての技能者の登録を目指す。
- ② 利用者メリットに見合ったシステム利用コスト及びシステム構築・運用コストとすること。
- ③ 本システムは、実用性に優れ、簡便、安価なものから出発し、(本システムに登録する情報は、登録を必須とする情報と、登録を任意とする情報に明確に区分する)、関連する制度の整備や利用者のニーズに応じ、登録する情報の範囲を拡充する(本システムの必須機能は基本理念実現のため必要最小限のものとし、普及状況に応じて対象情報の拡充と機能の強化を段階的に進める)など、システムを段階的に発展させていくこと。その際、本システムの利用により、これを利用する建設工事業者並びに技能者に対して、既存民間サービスと原則として重複しないサービスを「新たな利便性」として提供すること。
- ④ 個人情報を適切に保護すること。
- ⑤ 技能者本人及び所属事業者が希望した範囲内で、本システムに蓄積される技能者の技能や経験に関する情報を業界内で組織横断的に利用できること。
- ⑥ 本システムに蓄積される技能者の個人を特定する情報及び技能に関する情報については、その内容の真正性を確保する。真正性を確保することが困難な情報についても本システムには登録しつつも内容の真正性の程度を明らかにし、関係者が不利益を生じないよう対策をとる。
- ⑦ 登録情報に変更・追加等があるごとにデータの入力・更新が着実に行われること。将来的にはそれぞれの一次情報を管理する複数DBシステム間の連携の確立を目指す。

## システムの基本的な構成

・基本理念の実現のため、本システムに必要な機能は以下のとおりとする。

- ① 技能者に関する情報の登録
- ② 建設現場に関する情報の登録
- ③ 技能者本人の就業履歴情報の登録
- ④ ①～③の情報の関係者に対する開示

## システムの実現により期待される効果

### (1) 技能者

- ① 技能や経験の適切な評価
- ② 自身の経歴・資格等を簡易に証明
- ③ 雇用の安定化

### (2) 総合工事業者、専門工事業者

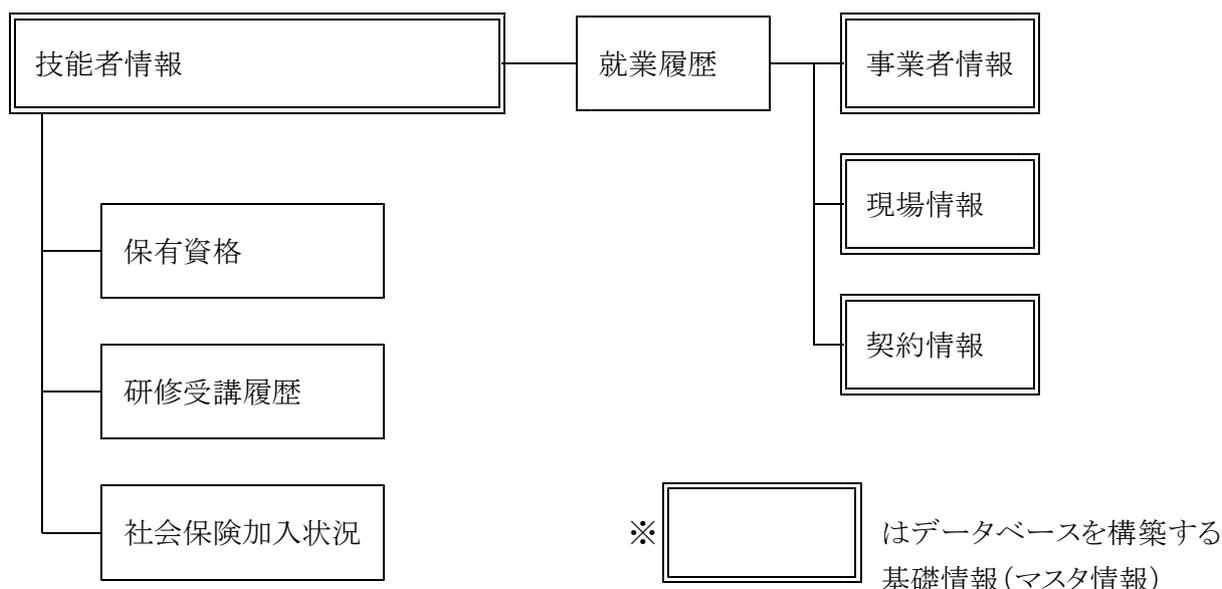
- ① 能力評価への活用
- ② 現場管理の効率化
- ③ 社会保険の法定福利費などの証明

### (3) 行政機関

- ①システムに蓄積された情報をビッグデータとして活用

## 3. システムに登録する情報

### システムに登録する情報の種類(8種類)



### 技能者情報

#### (1) 対象とする範囲(登録の対象者)

- ・作業員名簿に掲載される技能者を基本。外国人技能実習生や外国人建設就労者も含む。

#### (2) 登録する情報の範囲

##### ①技能者情報(個人を特定する情報)

- ・必須情報:氏名(よみがな)、住所、性別、生年月日、国籍、現在の雇用事業者名、顔写真
- ・任意情報:健康診断受診歴、労災保険特別加入の有無、電話番号、緊急連絡先、外国人にあつては在留資格、在留期間など、運用開始後のニーズに応じ随時追加

##### ②対象情報

###### イ) 保有資格(必須情報)

###### ロ) 研修受講履歴(任意情報)

###### ハ) 社会保険(雇用保険、健康保険、年金保険)加入状況及び建設業退職金共済番号及び手帳の有無(必須情報)

##### 二) 就業履歴

- ・現場入場実績は、原則としてカードリーダーにより現場入場実績を蓄積する。
- ・カードリーダー等の電子デバイスで対応できない現場では、作業日報などにより技能者本人や職長によるWEBサイトからの直接入力での登録も可能とする。その場合、真正性を確保するため、雇用事業主等が確認した旨のチェック欄を設ける。

・技能者の現場入退場実績をシステムに蓄積するのは日単位とする。なお、時間単位で把握する必要がある現場については元請事業者の選択により対応可能な仕様とする。

任意情報: 技能者の就業履歴の価値を高めるため、従事した業務の立場(職長など)、工事施工業務の内容、有害物質の取り扱い・有害業務への従事の有無等の項目を技能者本人や職長がWEBサイトからの直接入力ですべて登録できるものとする。

### (3) 技能者情報や対象情報の登録・更新

- ・技能者本人の申請によることを原則とする。
- ・技能者本人の同意を得れば雇用事業者等による申請の代行も認める。
- ・多くの情報登録ルートを確保するため、真正性の確保を前提として運営主体が認定する建設業関係団体や事業者等による代行登録も認める。
- ・登録時に、顔写真付きの身分証明書による本人確認を実施する。本人確認ができない場合でも登録し、フラグを立てるなど区別して管理する。

### (4) ID番号の発行

- ・運営主体は、申請した技能者に対してユニークな技能者ID番号を発行する。

### (5) カードの発行

- ・運営主体は、システムに登録された技能者に対して、顔写真、氏名(よみがな)及びID番号を記載したICカードを交付する。
- ・カードを持っていることがステータスとなり、また、スキルアップの向上心を高められるよう、技能や資格に応じて色分けしたカードとする。

## 事業者情報

### (1) 対象とする範囲

建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象とする。

### (2) 登録する情報の範囲

商号、所在地、建設業許可情報(許可番号、許可の有効期間、建設業の種類)

## 現場情報

### (1) 対象とする範囲

- ・規模や工種にかかわらず、全ての建設工事現場を登録の対象とする。
- ・システムの利用を原則とする現場は技能者カードの普及状況に応じて段階的に拡大するものとし、小規模な現場での利用は当面任意とする。

### (2) 登録する情報の範囲

必須情報: 所在地(施工場所)の住所、元請事業者名、工事の内容が分かる項目

任意情報: 発注者名など

## 契約情報【任意情報】

### (1) 対象とする範囲

発注者と元請事業者との間の工事請負契約を登録する。

### (2) 登録する情報の範囲

契約の名称、元請事業者名、発注者名、契約額、工事開始年月日、工事完了年月日、施工体制

ほか。

※技能者情報は、建設工事業者が証明書を添付して自らシステムに登録。

※現場情報、契約情報は、元請事業者が証明書を添付して自らシステムに登録。

## 4. システムに登録された情報の閲覧

---

### 技能者本人

・技能者本人は、本人に関して登録・蓄積された情報を随時閲覧。

### 技能者の現在の所属事業者

・技能者の現在の所属企業は、技能者本人に関して登録・蓄積された情報を随時閲覧。

### 技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者

・技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者は、工事期間中のみ閲覧可能。

### システムに登録した建設事業者

・システムに登録した事業者は、技能者本人及び現在の所属事業者が同意した範囲で、技能者の技能者情報及び対象情報を閲覧することができる。また、閲覧を容易にするため、技能者情報及び対象情報を検索する機能もシステムに持たせる。

### 行政関係者(国土交通省・地方公共団体の建設業行政部局、厚生労働省の建設業関係部局)

・システムに蓄積されたデータの利用についてはビッグデータとしての活用を原則とし、工事の契約内容などの個別データの活用はできないものとする。

## 5. 他のシステムとの連携

---

### 建設業退職金共済制度との連携

本システムと建退共制度を連携させることにより、将来的には本システムを建退共制度の証紙に代替することを目指す。

ただし、当面は、本システムに蓄積された技能者の現場への入場日数に関する情報を活用し、元請が現物交付する証紙の必要枚数を把握(元請側)するとともに、証紙の貼付け状況を確認(技能者側)するなど、現在の建退共制度の運用を補完するものとして利用するものとする。

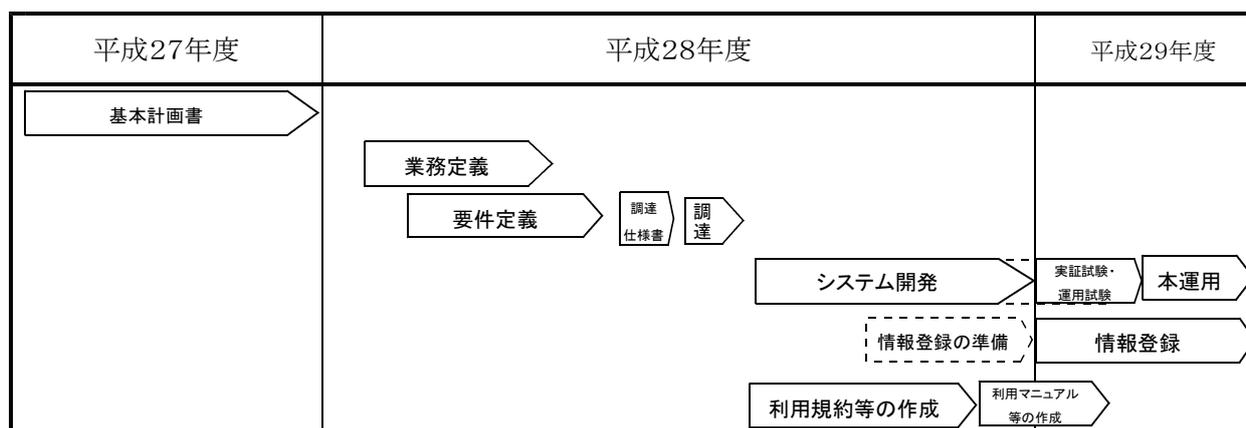
### 既存の民間システムとの連携

本システムにおいて、個人情報の保護を前提に既存システムに登録・蓄積されたデータを有効活

用するとともに、本システムに登録・蓄積されたデータを既存システムに提供することにより、技能者に関する各種情報が全体として合理的な仕組みを目指す。

## 6. 工程表

### 開発スケジュール概要



※平成29年4月から登録申請を開始し、平成29年8月からの本運用開始を目指す。

### 導入のスケジュール

- ・大規模な工事等を先行して、段階的に対象を拡大する。
- ・運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、(既存システムが活用されている現場に入場する技能者を中心に登録)開始後5年を目途に、全ての技能者の登録を目指す。

### 費用負担

#### (1) 開発費用

システムの開発に要する費用は、出捐金で賄うことを基本とする。

#### (2) 運営費用

##### ① 技能者

技能者は、カード発行時、カードの更新時に一定の登録料を負担する。ただし、技能者の負担は実費程度を基本に出来るだけ少額とすることを基本とする。

##### ② 元請事業者

元請事業者は、現場の規模に応じて登録料を負担する。登録料は、登録に要する実費、システムの運用、改善費用、運営主体の運営費などを賄うものとして設定する。

住宅の修繕など小規模な現場について、登録料の免除も検討する。

※登録料以外のコストとしては、カードリーダーの費用も必要

##### ③ システムに登録した建設事業者(②を除く。)

システムに登録した建設事業者(②を除く。)は、システム登録の際に一定の登録料を負担する。

### 運営主体

運営主体は公的な位置づけがなされたものとなるよう、国土交通省において組織のあり方を検討する。

### 開発準備室

システムの本運用開始までの間、システムの運用手順やシステムに必要な機能要件について専門

的に検討を進めるため、「開発準備室」を設置する。

### **建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム**

本コンソーシアムはシステムが本運用されるまでの間存続することとし、システムの運用開始後における建設業関係団体の運営主体に対する関与のあり方は別途検討する。

### **システムの名称**

システムの名称は、「建設キャリアアップシステム」とする。

### **その他**

基本計画策定後の検討過程において、本計画に記載された内容のうち技術的なものについて、変更する必要が生じた場合には、本コンソーシアムの作業グループに諮って決定できるものとする。